

## 令和7年度 橋本市商工業活性化資金利子補給補助金制度について

橋本市では、市内商工業者の経営の安定及び発展に資することを目的として、下記の融資制度を利用している方に対し、その利子の一部を補給する補助金制度を設けています。

1. 対象となる制度融資は次のとおりです。

(図1)

機関名	資金名
株式会社日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）
	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

2. 対象者は、次の要件をすべて備える中小企業者です。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項の規定する中小企業者
- (2) 市内に住所を有する方で市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む方、または市内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む法人  
※個人にあっては、住民票に記載された住所が橋本市内である方、法人にあっては、登記事項証明書に記載された本店所在地が橋本市内である法人が対象となります。
- (3) 図1の制度融資を利用し、令和7年1月から12月までの間に返済のある方、ただし新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度を活用して利子補給を受けられた方は対象外です。
- (4) 市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税等）を完納している方
- (5) 図1の制度融資を各償還期日ごとに償還している方

3. 補助金の額等は次のとおりです。

- (1) 利子補給対象返済期間  
**返済開始月から36ヶ月以内**
- (2) 利子補給額  
**令和7年1月から令和7年12月の間に支払った利子額のうち利子補給利率年1.0%分の利子額に相当する額。**ただし、貸付利率が年1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。

4. 申請期限

令和7年度の申請受付期間が決まり次第、お知らせいたします。

5. 次のいずれかに該当する場合は、交付決定が取り消される場合があります。

- (1) 虚偽の申請または不正な手段により利子補給補助金の請求があったとき。
- (2) この制度の交付要綱に違反し、または利子補給補助金の条件に違反したとき。

(注意) 申請の際は、次の点にご留意ください。

1. 補助金の対象となるのは、初回返済分から36ヶ月分までであり、令和6年1月から12月までの期間に支払った利子です。令和6年12月以前に支払った利子は対象となりません。
2. 申請には、直近に発行された「市税完納証明書」の添付が必要です。「市税完納証明書」がない場合は、受付できませんのでご了承ください。  
「市税完納証明書」は、市役所税務課で発行していますが、納期限が到来している市税（県税、国税は含みません）及び市税にかかる督促料、延滞金を完納していなければ発行されません。
3. 申請に係る各種添付書類の発行には手数料がかかります。申請の際には、補助の対象であるか、各種手数料が補助金を上回っていないか事前に必ずご確認ください。手数料の返還や補助金への上乗せ等はできませんのであらかじめご了承ください。

その他ご不明な点は、産業振興課までお問い合わせください。

**【お問い合わせ】**

橋本市 経済推進部 産業振興課

担当：伊賀、池上

Tel：0736-33-1247（直通）

Mail：sangyo@city.hashimoto.lg.jp